

椎葉村謎解きコンテンツ製作委託業務に係る委託事業者選定要領

1 委託業務の名称

椎葉村謎解きコンテンツ製作委託業務

2 実施目的

椎葉村謎解きコンテンツ製作にあたり、事業遂行に関する知見、能力、経験等本業務に最も適した者を選定するため、公募型プロポーザル方式にて選定を行う。

本実施要領は、事業者選定に際し必要な事項を定めるものである。

3 委託業務の概要

(1) 委託業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(2) 契約期間

別紙「仕様書」のとおり

(3) 履行場所

椎葉村役場 地域振興課 交流拠点施設及び椎葉村図書館

(4) 契約方法

企画提案方式による随意契約

(5) 予算限度額

¥6,862,000円（消費税を含む）

※ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、事業の規模を示すものであることに留意すること

4 選定方法及び評価基準

(1) 選定方法

定められた期間内に「企画提案書等」「見積書」の提出がなされた業者から、これに基づくヒアリング（プレゼンテーション）を行い、審査委員会において審査及び評価を行い、その結果に基づき選定する。なお審査は非公開とし、他社の提案内容及び評価についても一切公開しない。

(2) 評価基準

別表1「評価基準」のとおり

5 参加資格要件

- (1) 「企業、NPO法人、その他の法人、または共同企業体（本事業を実施するため、複数の事業者等で構成された団体）であって、委託事業を的確に遂行するに足りる能力を有する団体。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）または暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）の統制の下にある団体でないこと。」

- (2) 定期的に対面での協議ができる者であること。
- (3) 過去に地方公共団体または民間事業者における同事業実施の実績があること。
- (4) 村が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱第 4 条の指名競争入札参加資格審査申請書(業務委託)を提出し、審査を受けた者であること。
- (5) 椎葉村入札参加有資格業者の指名停止に関する要領(平成 23 年要領第 2 号)の規定による指名停止措置の期間中でない者であること。
- (6) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

6 今後のスケジュール(予定)

一般公募の開始	令和 7 年 5 月 7 日(水)
質問書提出期限	令和 7 年 5 月 14 日(水)
質問に対する回答期日	令和 7 年 5 月 16 日(金)
提案書提出期限	令和 7 年 5 月 30 日(金)
ヒアリング審査(プレゼンテーション)	令和 7 年 6 月上旬
審査結果の通知	令和 7 年 6 月上旬
契約期間	契約締結日から令和 8 年 3 月 16 日(月)まで

- (1) 一般公募の開始(ホームページ上にて、実施要領・提出書類様式等の公表)
公募開始 令和 7 年 5 月 7 日(水)

(2) 質問書の提出

提出期限 令和 7 年 5 月 14 日(水) 午後 5 時(必着)
提出書類 書面(任意様式、A 4 版)
提出方法 電子メールによる提出とする

(3) 質問書に対する回答

回答期日 令和 7 年 5 月 16 日(金)
回答方法 全事業者へ同内容を電子メールにて送信する

(4) 企画提案書の提出

提出期限 令和 7 年 5 月 30 日(金) 午後 5 時(必着)

(5) プレゼンテーション

日程 令和 7 年 6 月上旬
場所 椎葉村役場庁舎
時間 提案内容説明: 20 分、質疑 10 分
※詳細は別途通知する。

7 企画提案書の提出書類

本業務への提案に係る提出書類及び提出部数は次のとおりとする。

(1) 企画提案書提出書（様式1）

(2) 提案書

A4判縦用紙、横書き（A3判を使用する際は折り込みとする）20頁以内（表紙及び目次頁は含まない）で、次の内容を含むこととし、目次を設けること。

- ①表紙には、タイトル及び提案社名を記載すること。
- ②コンテンツ製作における貴社の基本的な考え方、方針、重点事項、特長等
- ③コンテンツ製作における具体的な業務内容と方法
- ④業務実施体制（業務責任者・担当者等の体制・役割、経歴・経験年数等）
- ⑤業務工程表
- ⑥貴社が実施した類似事業実績一覧表

(3) 会社概要書

様式は任意とする。（既存パンフレット等可）

(4) 見積内訳書

費用の積算内訳がわかるものを提出すること。（消費税等を含む）

(5) 提出部数

- 企画提案書提出書 1部
- 提案書 正本1部・副本15部
- 見積内訳書 1部
- 会社概要書 1部

8 企画提案書の提出方法

椎葉村役場地域振興課交流拠点施設グループへ持参・郵送
電子メールは不可

9 提案に当たっての注意事項

- (1) 本提案に関する費用は、すべて提案者の負担とする。
- (2) 本提案に関する提出物は返却しない。
- (3) 提出後の提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 本提案は、選定以外の目的には使用しない。ただし、提出物については椎葉村情報公開条例（平成13年条例第1号）による公開請求の対象となる。
- (5) 本提案により採用された場合、提案したすべての内容の契約を保障するものではなく、今後、国の指針等の変更等も視野に入れ、適宜、協議を行い決定していくものとする。ただし、別途業務仕様書に示す内容から逸脱してはならない。
- (6) 情報の授受はメール・紙媒体での郵送・FAXを想定しているが、通信に関する事故が発生した場合は、本村はいかなる責任も負わない。
- (7) 本要領に定めのない事項並びに疑義が生じた場合は、協議により定める。

1 0 契約等

審査の結果、事業者の決定がなされた後、見積価格が本村の設定した予定価格内である場合に契約の締結がなされるものとする。

1 1 問い合わせ先及び提出先

担当課 : 椎葉村役場 地域振興課 交流拠点施設グループ

担当者 : 椎葉 竜也

所在地 : 〒883 - 1601 宮崎県東臼杵郡椎葉村大字下福良 1829 番地 70

連絡先 電話 : 0982-67-2177

メール : katerie001@katerie.jp